

情報提供

那医発第 260 号
令和 6 年 9 月 17 日

施設長 各位

那覇市医師会

会長 友利 博朗
担当理事 小禄 雅人



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「医療広告ガイドラインに基づく標準的な対応期限も含めた指導・措置等の実施手順書のひな型について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

*****記*****

沖医発第 804 号 F
令和 6 年 9 月 11 日

地区医師会地域医療担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 出口 宝
(地域医療担当理事)
(公印省略)

医療広告ガイドラインに基づく標準的な対応期限も含めた指導・措置等の実施手順書
のひな型について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記文書が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下医療機関への周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、本通知の報告書は、本会文書映像データ管理システムよりダウンロードいただけますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

○医療広告ガイドラインに基づく標準的な対応期限も含めた指導・措置等の実施手順書のひな型について (令和 6 年 9 月 2 日 日医発第 958 号 (地域))

沖縄県医師会業務第 1 課: 平木
TEL: 098-888-0087
FAX: 098-888-0089
E-mail: g1@okinawa.med.or.jp



都道府県医師会
担当理事 殿

日医発第958号(地域)
令和6年9月2日

公益社団法人日本医師会
常任理事 黒瀬巖
(公印省略)

医療広告ガイドラインに基づく標準的な対応期限も含めた指導・措置等の
実施手順書のひな型について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県衛生主管部等に対し、標記事務連絡が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」(以下「本事業」という。)については、医療に関する広告の適正化を目的として、本事業の厚生労働省委託業者が医療機関等のウェブサイトの内容について確認し、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)」(以下「医療広告ガイドライン」という。)等に抵触することが認められた場合には、直接、当該医療機関等に対して、医療広告規制の内容の周知及び適切な対応の依頼を行っています。その上で、十分な対応が確認できなかった場合、委託業者から都道府県等に情報提供を行い、都道府県等において当該医療機関等に対する適切な指導を行っております。

本件は、都道府県等の指導を受けても1年以上にわたり改善が認められない事例(以下「長期未改善事例」という。)が存在する実態を踏まえ、長期未改善事例の早期の適正化を図るため、別添の「標準的な対応期限も含めた指導・措置等の実施手順書のひな型」(以下「本書」という。)が策定され、都道府県等による指導・措置等の実施手順書の作成時の参考とすることとしています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年8月27日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療広告ガイドラインに基づく標準的な対応期限も含めた指導・措置等の実施手順書のひな型について

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）あて事務連絡を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴会会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

写

事務連絡
令和6年8月23日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

医療広告ガイドラインに基づく標準的な対応期限も含めた指導・措置等の実施手順書のひな型について

平素から医療行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の委託業務として実施している「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」（以下「本事業」という。）については、医療に関する広告の適正化を目的として、本事業の委託業者が医療機関等のウェブサイトの内容について確認し、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（以下「医療広告ガイドライン」という。）等に抵触することが認められた場合には、直接、当該医療機関等に対して、医療広告規制の内容の周知及び適切な対応の依頼を行っています。

その上で、十分な対応が確認できなかった場合、委託業者から都道府県等に情報提供を行い、都道府県等において当該医療機関等に対する適切な指導を実施いただいているところです。

しかしながら、都道府県等の指導を受けても1年以上にわたり改善が認められない事例（以下「長期未改善事例」という。）が一定程度存在しています。

こうした実態を受けて、長期未改善事例の早期の適正化を図るために、令和6年8月22日開催の「第4回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」において、「標準的な対応期限も含めた指導・措置等の実施手順書のひな型」（以下「本書」という。）が了承されました。

つきましては、別添のとおり、お知らせいたします。

本書は、医療広告ガイドライン第6の4（2）をもととして、都道府県等による指導・措置等の実施手順書の作成時に参考とされることを想定して標準的な期限も含め策定しているところです。

そのため、都道府県等においては、本書を参考に、都道府県等の事情や個々の事例を勘案して期限等を設定いただき、各都道府県等において手順書を整備い

ただくようお願ひいたします。

また、策定した手順書に則り、都道府県等で実際に対応した指導・措置等の事例をもとに、対応の手順や設定期限について、適宜見直しを行っていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

別添

医療広告ガイドラインに基づく標準的な期限も含めた

指導・措置等の実施手順書のひな型

令和6年8月23日

厚生労働省

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 本編 | 1 |
| 1. はじめに..... | 1 |
| 1.1. 背景・目的..... | 1 |
| 1.2. 趣旨..... | 1 |
| ひな型 | 2 |
| 1. 指導・措置の全体像..... | 3 |
| 1.1. 指導・措置のステップ | 3 |
| 1.2. 違反の分類..... | 4 |
| 2. 定義..... | 5 |
| 3. 違反の分類別の指導・措置のステップ..... | 5 |
| 3.1. 直接罰が適用される違反 | 5 |
| 3.2. 1以外の禁止される違反 | 9 |
| 3.3. その他 | 12 |
| (別紙1) 医療法広告違反改善依頼..... | 13 |
| (別紙2) 措置命令..... | 14 |
| (参考資料1) 医療広告違反事項チェックリスト | 15 |

本編

1. はじめに

1.1. 背景・目的

- 平成 29 年より開始した厚生労働省委託事業「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業」において、医療機関等のウェブサイト等を監視し、広告違反の懸念のある事業者には注意喚起を行うとともに、改善が認められない事例については指導権限を有する自治体に移管を行ってきた。その結果、多くの違反懸念事例が改善に至っているが、一部の事例では自治体の指導を受けても、1年以上にわたり指摘事項に対する改善が認められないものも残存している。これらの長期未改善事例については、早急な改善対応が求められるが、指導権限を有する自治体では、様々な事情により行政指導が進んでいない、あるいは指導の次のステップである法に基づく措置まで行えていない状況である。
- 自治体の現状把握調査によると、自治体が法に基づく措置を行えていない理由として、法に基づく措置の実績やノウハウの不足等が挙げられており、標準的な期限も含めた指導・措置等の実施手順書を作成している自治体は非常に少ない。
- また、法に基づく措置の実施に向けた厚生労働省への要望として、行政指導や法に基づく措置のガイドラインや事例集等の整備等が挙げられている。
- こうした状況を踏まえ、長期未改善事例の発生を抑止し、早期の適正化を目指すことを目的として、自治体向けに「医療広告ガイドラインに基づく標準的な期限も含めた指導・措置等の実施手順書のひな型」（以下、本書）を策定することとした。

1.2. 趣旨

- 本書は、医療広告ガイドライン第 6 の 4 (2) を基として、自治体による指導・措置等の実施手順書の作成時に参考とされることを想定して標準的な期限も含め策定している。
- そのため、自治体においては、本書を参考に、自治体の事情や個々の事例を勘案して期限等（ひな型において、【 】で示す箇所）を設定していただきたい。
- また、策定した手順書に則り、自治体で実際に対応した指導・措置等の事例をもとに、対応の手順や設定期限について、適宜見直しを行っていただきたい。

ひな型

医療広告ガイドラインに基づく
標準的な期限も含めた指導・措置等の実施手順書

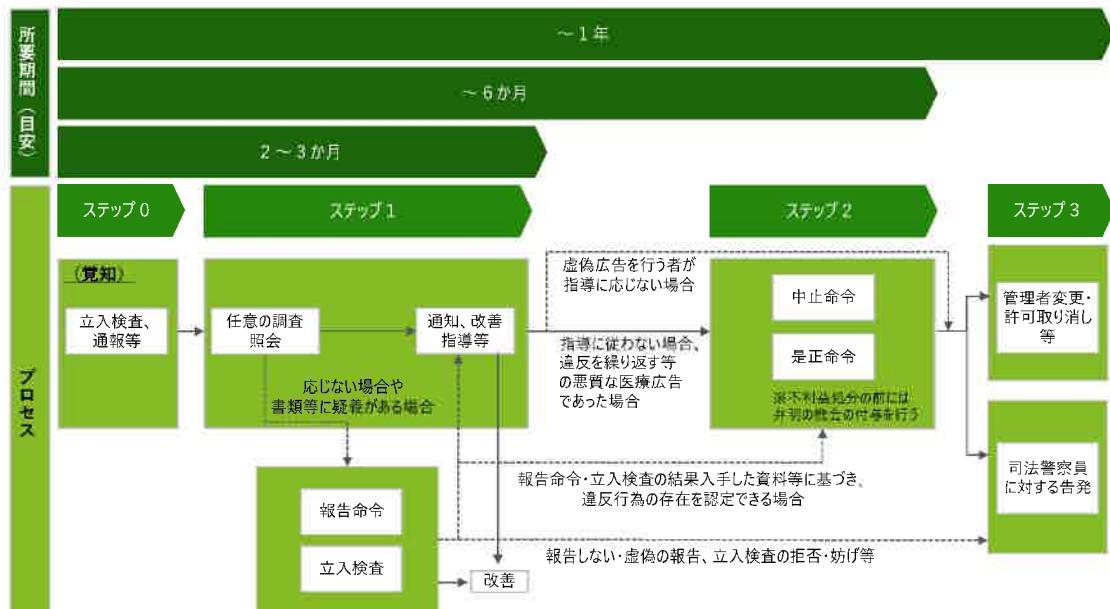
令和●年●月
●●市

1. 指導・措置の全体像

1.1. 指導・措置のステップ

- ・ 指導・措置は、医療広告ガイドライン第6の4（2）に則り、次のステップで実施する。なお、個々の事例によって必要な指導・措置は異なるため、このステップを必須とするものではない。

- ア 調査及び行政指導
- イ 報告命令又は立入検査
- ウ 中止命令又は是正命令
- エ 告発
- オ 行政処分



1.2. 違反の分類

- 違反の分類と医療広告ガイドライン上の違反事項は下表のとおりとし、それぞれの特性等を踏まえた手順を次項以降に定める。

| 分類 | 違反事項 |
|---|--|
| 1. 直接罰が適用される広告 (医療法第6条の5第1項及び第6条の6第4項並びに第87条第1号、医療広告ガイドライン第3の1(1)) | <ul style="list-style-type: none"> 虚偽広告 ・麻酔科を診療科名として広告するときの、麻酔科医の氏名の併記の不足 |
| 2. 1以外の禁止される広告等 (医療法第6条の5第2項、医療法施行規則第1条の9、医療広告ガイドライン第3の1(2)～(7)) | <ul style="list-style-type: none"> 比較優良広告 ・誇大広告 ・公序良俗に反する内容の広告 ・広告可能事項以外の広告 (限定解除要件の充足不足も含む) ・患者等の主觀に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談 ・治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等 |
| 3. その他 (医療広告ガイドライン第3の1(8)) | <ul style="list-style-type: none"> 品位を損ねる内容の広告 ・他法令又は他法令に関する広告ガイドラインで禁止される内容の広告 |

2. 定義

- 医療広告：医療法第2章第2節「医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告」の規定による規制の対象となる広告で、次のいずれの要件も満たすもの。
 - 患者の受診等を誘引する意図があること（誘引性）
 - 医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）

規制の対象としては、誘引性及び特定性をいずれも満たすものとし、個別の事例について、医療広告に該当するか否かを自治体において判断する。

医療広告ガイドライン等に抵触する内容を現に広告している医療機関のみならず、医療機関が広告代理店やウェブサイトの作成事業者等へ依頼して掲載等をしている場合などには誘引性が認められると解される。

- 医療広告ガイドライン等：「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」及び「医療広告ガイドラインに関するQ&A」。
- 医療広告違反：医療法又は医療広告ガイドライン等に違反する医療広告。
- 医療機関等：当該広告又は情報物に記載された医業を行う医師等又は病院若しくは診療所（必要な場合、広告代理店、雑誌社、新聞社、放送局等の医師等又は医療機関以外の広告を作成した者や広告を掲載した者を含む）。
- 担当者等：当市●●部●●課の担当者。
- 知事等：都道府県知事、保健所設置市の市長又は特別区の区長。

3. 違反の分類別の指導・措置のステップ

3.1. 直接罰が適用される違反

【ステップ0】

- 以下に示す事例等を契機として、担当者等は医療広告違反のおそれがある広告物等を覚知する。
 - 厚生労働省委託事業からの情報提供
 - 医療法第25条に基づく立入検査時における医療広告違反の発見
 - 市民等からの通報 等

【ステップ1】

- 担当者等は、以下に示すような任意の調査を行う。事例により慎重に判断する必要があるが、違反の覚知から【2～3週間】以内を目途として、医療広告ガイドライン等に則り、医療広告への該当性の判断や医療広告違反の真偽を事前確認する。
 - 広告媒体の確認
 - 広告を行った者への架電によるヒアリング
 - 必要に応じて、厚生労働省医政局総務課へのEメール等による照会 等
- 担当者等は、任意の調査の結果等に基づき、当該医療広告が医療広告ガイドライン等

に違反していると判断される場合、広告を行った医療機関等に対し、次の方法により改善を依頼する行政指導を行う。

- ① 架電や訪問等による口頭での改善依頼
- ② 「医療法広告違反改善依頼」(別紙1)による書面での改善依頼
- 医療広告ガイドライン等に抵触する内容を現に広告している医療機関のみならず、医療機関が広告代理店やウェブサイトの作成事業者等に依頼して掲載等している場合についても、医療機関も当該広告の内容に責任を持つべきものであり、広告を行う事業者のみならず、医療機関に対しても、医療広告の内容の是正のために必要な対応をはたらきかける。
- 医療機関等が期限内に任意の調査に応じない場合、又は任意での説明や提出される書類に疑義がある場合等、必要な場合には医療法第6条の8第1項の規定に基づき、知事等は報告命令または立入検査を実施する。これに際し、担当者等は、知事等の名で報告命令や立入検査を行うための手続を行なう。
- ・ 報告命令：当該広告を行った者に対し、【2週間】を目途に医療広告ガイドラインに添付されている別添3による報告を命ずる。
- ・ 立入検査：当該広告を行った者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書（広告物そのもの、作成段階の案、契約書、診療録その他の内容が正確であるかを確認するために必要な書類等）その他の物件（施設、構造設備、医療機器等）を担当者等に検査させることにより、調査を実施する。なお、立入検査を行う担当者等は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 広告を行う者（法人の場合は、主たる事務所）の所在地が自らの管下の地域にない場合は、管内の事業所等に対する必要な調査等を行った上で、広告を行う者が存在する地域を所管する都道府県、保健所設置市又は特別区に連携する。
- 担当者等は、当該医療広告違反について、医療機関等に対し、以下のような対応を行うよう行政指導を行い、改善依頼の行政指導を行ってから【2か月】以内を目途に改善報告を求める。
- ・ 広告の中止
- ・ 広告の内容の是正
- ・ 違反広告物の回収、廃棄 等
- 担当者等は、医療機関等から改善報告を受け、改善の状況を確認する。
- ・ 違反が解消されている場合にはその旨を医療機関等に連絡し、改善完了とする。
- ・ 改善不足がある場合、【2週間】を目途として、上記の行政指導と同様の方法により、再度の改善依頼を行う。担当者等は、違反内容が是正されるまで、繰り返し対応を行う。
- 行政指導による違反の改善は、違反の覚知から【2～3か月】以内を目途として対応を完了させる。改善依頼を行ったにも関わらず広告内容が是正されず、是正対応の繰り

返しにより、この対応期限の目安を超過する場合には、ステップ 2 又は 3 への移行を検討する。

【ステップ 2】

- 行政指導に従わない場合や違反を繰り返す等の悪質な事例の場合には、医療法第 6 条の 8 第 2 項の規定に基づき中止命令又は是正命令の措置を検討する。
- 中止命令又は是正命令を行う場合、措置の実施に先立ち、行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号に規定する弁明の機会を付与する（行政手続法第 29 条から第 31 条参照）。
- 担当者等は、弁明の機会を付与する場合、医療機関等に文書で通知する。弁明の期間は通常【2週間】程度を目安とするが、命令の緊急性やその内容に応じて期間の設定を個別に判断する。
- 担当者等は、弁明がない場合または弁明を受けてもなお必要と判断できる場合、違反の覚知から【6か月】以内を目指として、当該違反広告を行った者に対し、「措置命令」（別紙 2）により、当該広告を中止又はその内容を是正すべき旨の命令を実施する。

※行政手続法の各種事務の詳細に関しては、「行政手続法事務取扱ガイドライン（Ver. 1）」（総務省行政管理局）などの文書を確認のこと。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000938492.pdf

【ステップ 3】

- 次の①～④に該当する場合は、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定により、司法警察員に対して書面により告発を行うことを考慮する。
 - ① 直接罰の適用される虚偽広告（医療法第 6 条の 5 第 1 項違反）を行った者が中止若しくは内容のは正の行政指導に応じない場合
 - ② 医療法第 6 条の 8 第 1 項による報告命令に対して、報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした場合
 - ③ 同項による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
 - ④ 同条第 2 項による中止命令若しくは是正命令に従わず、違反広告が是正されない場合なお、医療法に基づく罰則の規定として、①又は④に該当する場合は 6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金、②又は③に該当する場合は 20 万円以下の罰金を適用する。
- 病院又は診療所が悪質な違反広告を行った場合には、医療法に基づく以下の対応が可能であるため、必要に応じ行政処分の実施を考慮する。
 - ・ 医療法第 28 条の規定に基づき、管理者に犯罪若しくは医事に関する不正行為があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認める場合にあっては、管理者変更命令を検討する。
 - ・ 医療法第 29 条第 1 項第 4 号の、開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為がある場合にあっては、同項の規定による病院又は診療所の開設の許可の取り消し、又は開

設者に対し、その閉鎖を命ずることを検討する。

- なお、弁明の機会の付与ではなく、行政手続法第13条第1項第1号に基づく不利益処分を行う場合、その行政処分の実施に先立ち、聴聞の手続を行う。聴聞の手続きにおいては、次の事項を通知する。
 - ・ 聆聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類等を提出できること、又は、出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を聴聞の期日までに提出できること
 - ・ 聆聞が終結するまでの間、登録の取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること
- 通知から聴聞の期日までの期間は、通常【1か月】程度を目安とするが、期間の設定は命令の緊急性やその内容に応じて個別に判断する。
- あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで行政処分をしたときは、医療法30条に基づき、知事等は、当該処分をした後3日以内に、当該処分を受けた者に対し、弁明の機会の付与を行わなければならない。
- 行政からの継続的な働きかけを行うものの、広告内容の違反が是正されず、違反状態が継続することは望ましくなく、違反の覚知から【1年】を超えない範囲で広告違反の是正対応を完了させることが望ましい。

3.2. 1以外の禁止される違反

ステップ0

- 以下に示す事例等を契機として、担当者等は医療広告違反のおそれがある広告物等を覚知する。
 - ・ 厚生労働省委託事業からの情報提供
 - ・ 医療法第25条に基づく立入検査時における医療広告違反の発見
 - ・ 市民等からの通報 等

ステップ1

- 担当者等は、以下に示すような任意の調査を行う。事例により慎重に判断する必要があるが、違反の覚知から【2～3週間】以内を目途として、医療広告ガイドライン等に則り、医療広告への該当性の判断や医療広告違反の真偽を事前確認する。
 - ・ 広告媒体の確認
 - ・ 広告を行った者への架電によるヒアリング
 - ・ 必要に応じて、厚生労働省医政局総務課へのEメール等による照会 等
- 担当者等は、任意の調査の結果等に基づき、当該医療広告が医療広告ガイドライン等に違反していると判断される場合、広告を行った医療機関等に対し、次の方法により改善を依頼する行政指導を行う。
 - ① 架電や訪問等による口頭での改善依頼
 - ② 「医療法広告違反改善依頼」（別紙1）による書面での改善依頼
- 医療広告ガイドライン等に抵触する内容を現に広告している医療機関のみならず、医療機関が広告代理店やウェブサイトの作成事業者等に依頼して掲載等している場合についても、医療機関も当該広告の内容に責任を持つべきものであり、広告を行う事業者のみならず、医療機関に対しても、医療広告の内容の是正のために必要な対応をはたらきかける。
- 医療機関等が期限内に任意の調査に応じない場合、又は任意での説明や提出される書類に疑義がある場合等、必要な場合には医療法第6条の8第1項の規定に基づき、知事等は報告命令または立入検査を実施する。これに際し、担当者等は、知事等の名で報告命令や立入検査を行うための府内手続きを行う。
 - ・ 報告命令：当該広告を行った者に対し、【2週間】を目途に医療広告ガイドラインに添付されている別添3による報告を命ずる。
 - ・ 立入検査：当該広告を行った者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書（広告物そのもの、作成段階の案、契約書、診療録その他の内容が正確であるかを確認するため必要な書類等）その他の物件（施設、構造設備、医療機器等）を担当者等に検査させることにより、調査を実施する。なお、立入検査を行う担当者等は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 広告を行う者（法人の場合は、主たる事務所）の所在地が自らの管下の地域にない場合は、管内の事業所等に対する必要な調査等を行った上で、広告を行う者が存在する地域を所管する都道府県、保健所設置市又は特別区に連携する。
- 担当者等は、当該医療広告違反について、医療機関等に対し、以下のような対応を行うよう行政指導を行い、改善依頼の行政指導を行ってから【2か月】以内を目途に改善報告を求める。
 - ・ 広告の中止
 - ・ 広告の内容のは正
 - ・ 違反広告物の回収、廃棄 等
- 担当者等は、医療機関等から改善報告を受け、改善の状況を確認する。
 - ・ 違反が解消されている場合にはその旨を医療機関等に連絡し、改善完了とする。
 - ・ 改善不足がある場合、【2週間】を目途として、上記の行政指導と同様の方法により、再度の改善依頼を行う。担当者等は、違反内容が是正されるまで、繰り返し対応を行う。
- 行政指導による違反の改善は、違反の覚知から【2～3か月】以内を目途として対応を完了させる。改善依頼を行ったにも関わらず広告内容が是正されず、是正対応の繰り返しにより、この対応期限の目安を超過する場合には、ステップ2又は3への移行を検討する。

ステップ2

- 行政指導に従わない場合や違反を繰り返す等の悪質な事例の場合には、医療法第6条の8第2項の規定に基づき中止命令又は是正命令の措置を検討する。
- 中止命令又は是正命令を行う場合、措置の実施に先立ち、行政手続法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与する（行政手続法第29条から第31条参照）。
- 担当者等は、弁明の機会を付与する場合、医療機関等に文書で通知する。弁明の期間は通常【2週間】程度を目安とするが、命令の緊急性やその内容に応じて期間の設定を個別に判断する。
- 担当者等は、弁明がない場合または弁明を受けてもなお必要と判断できる場合、違反の覚知から【6か月】以内を目途として、当該違反広告を行った者に対し、「措置命令」（別紙2）により、当該広告を中止又はその内容を是正すべき旨の命令を実施する。

※行政手続法の各種事務の詳細に関しては、「行政手続法事務取扱ガイドライン（Ver.1）」（総務省行政管理局）などの文書を確認のこと。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000938492.pdf

ステップ3

- 次の①～③に該当する場合は、刑事訴訟法第239条第2項の規定により、司法警察員に対して書面により告発を行うことを考慮する。

- ① 医療法第6条の8第1項による報告命令に対して、報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした場合
- ② 同項による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
- ③ 同条第2項による中止命令若しくは是正命令に従わず、違反広告が是正されない場合

なお、医療法に基づく罰則の規定として、①又は②に該当する場合は20万円以下の罰金、③に該当する場合は6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金を適用する。

- 病院又は診療所が悪質な違反広告を行った場合には、医療法に基づく以下の対応が可能であるため、必要に応じ行政処分の実施を考慮する。
 - ・ 医療法第28条の規定に基づき、管理者に犯罪若しくは医事に関する不正行為があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認める場合にあっては、管理者変更命令を検討する。
 - ・ 医療法第29条第1項第4号の、開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為がある場合にあっては、同項の規定による病院又は診療所の開設の許可の取り消し、又は開設者に対し、その閉鎖を命ずることを検討する。
- なお、弁明の機会の付与ではなく、行政手続法第13条第1項第1号に基づく不利益処分を行う場合、その行政処分の実施に先立ち、聴聞の手続を行う。聴聞の手続きにおいては、次の事項を通知する。
 - ・ 聆聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類等を提出できること、又は、出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を聴聞の期日までに提出できること
 - ・ 聆聞が終結するまでの間、登録の取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること
- 通知から聴聞の期日までの期間は、通常【1か月】程度を目安とするが、期間の設定は命令の緊急性やその内容に応じて個別に判断する。
- あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで行政処分をしたときは、医療法30条に基づき、知事等は、当該処分をした後3日以内に、当該処分を受けた者に対し、弁明の機会の付与を行わなければならない。
- 行政からの継続的な働きかけを行うものの、広告内容の違反が是正されず、違反状態が継続することは望ましくなく、違反の覚知から【1年】を超えない範囲で広告違反の是正対応を完了させることが望ましい。

3.3. その他

- 品位を損ねる内容の広告、他法令又は他法令に関連する広告ガイドラインで禁止される内容の広告は、医療広告として適切ではなく、厳に慎むべきであるため、医療広告ガイドライン等に則り、任意の調査や行政指導を行う（その際のおおよその対応期限については、上記のステップ0～1を参照。）。

(別紙1)

令和 年 月 日

医療法広告違反改善依頼

(医療機関名または社名) 御中

●●市●●課

平素より●●市の行政にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、貴社の広告媒体について、医療法(昭和28年法律第205号)に基づく法令又は厚生労働省より示されている「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(以下「医療広告ガイドライン」という。)」に抵触する内容が発見されたことから、本状を送付することといたしました。

つきましては、下記をご確認の上、当該記載の削除、修正等の適切な対応をお願いいたします。

また、本状到達後2か月を目途として改善状況の確認を実施いたします。改善が認められない場合については、違反の状況を勘案して法に基づく措置を行う場合があることを予めご了知ください。

今般発見された医療広告ガイドラインに抵触している内容については、医療広告ガイドライン別添3による報告を求めますので、「違反を行った経緯、原因、理由等」「講じた措置」「広告に対する反省並びに今後違反を繰り返さないための対策及び方針」についても併せてご確認ください。

違反箇所、内容、適用条項の明示

記

| 法令・医療広告ガイドラインに抵触している表示を掲載している場所(媒体名、URL等) | 法令・医療広告ガイドラインに抵触している字句、内容等 | 抵触している法令・医療広告ガイドラインの条項 |
|---|----------------------------|------------------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

〈本件連絡先〉

●●市●●課

TEL : XXXXXXXXXXXX

指導の根拠の明示

対応期限の明示

改善報告を求める事項の明示
(報告命令の場合)

(別紙2)

令和 年 月 日

措置命令

(医療機関名または社名) 御中

【都道府県知事／保健所設置市の市長／特別区の区長】

貴社の広告媒体は、医療法（昭和28年法律第205号）に基づく法令及び厚生労働省より示されている「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（以下「医療広告ガイドライン」という。）」に抵触するため、医療法第6条の8第2項の規定に基づき、下記の事項の実施を命令する。

記

| | |
|------------------------|-------|
| 広告媒体名 | |
| 法令・医療広告ガイドラインに抵触している内容 | |
| 命令の内容 | |
| 報告期限 | 年 月 日 |

違反事項の明示

措置命令の明示

対応期限の明示

審査請求に関する事項の明示

(教示)

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に【都道府県知事／保健所設置市の市長／特別区の区長】に対し審査請求をすることができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を超過すると審査請求はできなくなる。）。

また、【都道府県／保健所設置市／特別区】を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を超過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、【都道府県／保健所設置市／特別区】を被告として提起することができる。

以上

(参考資料1)

医療広告違反事項チェックリスト（任意調査時／立入検査時／行政指導時）

| 分類 | 確認事項 | 医療広告ガイド ライン該当箇所 | 違反 該当 |
|-----------------|--|--------------------|--------------------------|
| 1. 直接罰が適用される広告 | ・虚偽広告 | 3-1-(1) | <input type="checkbox"/> |
| | ・麻酔科を診療科名として広告するときの、麻酔科医の氏名の併記の不足 | 4-4-(2)イ | <input type="checkbox"/> |
| 2. 1以外の禁止される広告等 | ・比較優良広告 | 3-1-(2) | <input type="checkbox"/> |
| | ・誇大広告 | 3-1-(3) | <input type="checkbox"/> |
| | ・公序良俗に反する内容の広告 | 3-1-(4) | <input type="checkbox"/> |
| | ・広告可能事項以外の広告 (限定解除要件の充足不足も含む) | 3-1-(5) | <input type="checkbox"/> |
| 広告可能事項 | 医師又は歯科医師である旨 | 4-4-(1) | |
| | 診療科名 | 4-4-(2) | |
| | 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名 | 4-4-(3) | |
| | 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無 | 4-4-(4) | |
| | 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨 | 4-4-(5) | |
| | 第5条の2第1項の認定を受けた医師（医師少数区域経験認定医師）である場合には、その旨 | 4-4-(6) | |
| | 地域医療連携推進法人（第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人をいう。第30条の4第10項において同じ。）の参加病院等（第70条の2第2項第2号に規定する参加病院等をいう。）である場合には、その旨 | 4-4-(7) | |

| | | | |
|--|---|----------|--|
| | 入院設備の有無、第7条第2項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項 | 4-4-(8) | |
| | 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの | 4-4-(9) | |
| | 患者又はその家族からの医療に関する相談に応じるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項 | 4-4-(10) | |
| | 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項 | 4-4-(11) | |
| | 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第6条の4第3項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項 | 4-4-(12) | |
| | 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。) | 4-4-(13) | |

| | | | | |
|---|--|---|----------|--|
| | | 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの | 4-4-(14) | |
| | | その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項 | 4-4-(15) | |
| 広告可抵申請の 限定解除の要件 | | 医療に関する適切な選択に資する情報であつて患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること | 5-2-① | |
| | | 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること | 5-2-② | |
| | | 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること | 5-2-③ | |
| | | 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること | 5-2-④ | |
| 医薬品医療機器等において承認等されていない医薬品・医療機器・再生医療等製品、あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・医療機器・再生医療等製品（未承認医薬品等）を自由診療で使用する場合 | | 未承認医薬品等であることの明示 | 5-2 | |
| | | 入手経路等の明示 | 5-2 | |
| | | 国内の承認医薬品等の有無の明示 | 5-2 | |
| | | 諸外国における安全性等に係る情報の明示 | 5-2 | |
| | | 未承認医薬品等は医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度の救済の対象にはならないことの明示 | 5-2 | |

| | | | |
|--------|---|-----------|--------------------------|
| | ・患者等の主觀に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談 | 3-1-(6) | <input type="checkbox"/> |
| | ・治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等 | 3-1-(7) | <input type="checkbox"/> |
| 3. その他 | ・品位を損ねる内容の広告 | 3-1-(8) ア | <input type="checkbox"/> |
| | ・他法令又は他法令に関する広告ガイドラインで禁止される内容の広告 | 3-1-(8) イ | <input type="checkbox"/> |